当　期　産　出　鉱　量」

当期採掘数量又は当期注入数量」

を「採掘数量１トン当たり償却金額 ⑵3 ／（⑱又は⑲のうち少ないトン数）」に、「生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 ⑻ ／ 鉱量１トン当たり償却金額 ⑵7 ／（⑱又は⑲のうち少ないトン数）」を「生産高比例法又は生産高等比例法の償却額計算の基礎となる金額 ⑻ ／ 採掘数量又は注入数量１トン当たり償却金額 ⑵7 ／（⑱又は⑲のうち少ないトン数）」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人の減価償却資産につき、旧生産高比例法（令第48条第１項第３号ハ（減価償却資産の償却の方法）に規定する旧生産高比例法をいう。）又は生産高比例法（令第48条の２第１項第３号イ⑵（減価償却資産の償却の方法）に規定する生産高比例法をいう。）若しくは生産高等比例法（同項第５号ロに規定する生産高等比例法をいう。）により償却限度額その他償却費の計算を行う場合に記載すること。この場合において、特別償却に関する規定の適用を受けるときは、当該特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載して添付すること。

別表十六㈢の記載要領第11号中「鉱業用減価償却資産」を「減価償却資産」に改め、同第四号中「「生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 ⑻ ⑵7」」を「「生産高比例法又は生産高等比例法の償却額計算の基礎となる金額 ⑻ ⑵7」」に改め、同第六号中「「当期産出鉱量 ⑳」」を「「当期採掘数量又は当期注入数量 ⑳」」に、「「鉱量１トン当たり償却金額 ⑵3 ／（⑱又は⑲のうち少ないトン数） ⑵4」」を「「採掘数量１トン当たり償却金額 ⑵3 ／（⑱又は⑲のうち少ないトン数） ⑵4」」に改め、同第九号(1)を次のように改める。

(1)　「租税特別措置法適用条項 ㉛」の欄は、特別償却に関する規定の適用を受ける場合にその条項を記載し、同欄の括弧の中には、当該特別償却に関する規定に係る特別償却割合を記載すること。なお、当該特別償却に関する規定が震災特例法の規定である場合には、同欄中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法」として記載すること。

別表十六㈢の記載要領第十一号中「に該当する鉱業用減価償却資産」を削り、同第十一号中「鉱業用減価償却資産」を「減価償却資産」に改め、同号⑵を次のように改める。

⑵　「同上の期間内における採掘予定数量又は注入予定数量 ⑱」、「経済的採掘可能数量又は経済的注入可能数量 ⑲」、「旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 ⑻－㉑ ⑵3」及び「生産高比例法又は生産高等比例法の償却額計算の基礎となる金額 ⑻ ⑵7」の各欄は、それぞれ「同上の期間内における採掘予定数量又は注入予定数量（評価換え等が行われた事業年度終了の日以前の期間（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日前の期間）内における採掘数量又は注入数量を控除した数量）⑱」、「経済的採掘可能数量又は経済的注入可能数量（評価換え等が行われた事業年度終了の日以前の期間（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日前の期間）内における採掘数量又は注入数量を控除した数量）⑲」、「旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額（評価換え等の直後の帳簿価額）－㉑ ⑵3」及び「生産高比例法又は生産高等比例法の償却額計算の基礎となる金額（評価換え等の直後の帳簿価額） ⑵7」として記載すること。

別表十六㈣の記載要領第１号中「旧国外リース期間定額法」の次に「（令第48条第１項第６号（減価償却資産の償却の方法）に規定する旧国外リース期間定額法をいう。第７号(1)において同じ。）」を加え、「旧リース期間定額法又はリース期間定額法」を「旧リース期間定額法（令第49条の２第１項（リース賃貸資産の償却の方法の特例）に規定する旧リース期間定額法をいう。第６号及び第７号⑵において同じ。）又はリース期間定額法（令第48条の２第１項第６号（減価償却資産の償却の方法）に規定するリース期間定額法をいう。第７号⑶において同じ。）」に改め、「令和７年政令第121号」の次に「。第６号において「令和７年改正令」という。」を加え、「償却限度額等」を「償却限度額その他償却費」に改め、同第五号中「（減価償却資産の償却の方法）」を削り、同第六号中「おける」の次に「令第49条の２第３項に規定するリース期間又は令和７年改正令附則第７条第４項に規定する」を加える。